

北陸連携並行在来線等活用市民会議の規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、北陸連携並行在来線等活用市民会議（以下、北陸連携市民会議）という。

（目的）

第2条 北陸連携市民会議は、北陸新幹線開通後のJR北陸本線および地域の鉄軌道を将来にわたって活用していくことをめざし、北陸各県の市民団体等が連携し、その可能性について研究することを目的とする。

（研究期間）

第3条 原則として研究期間は、平成19年9月から平成21年8月までの2年間とする。

2 ただし、北陸連携市民会議が必要と判断した場合は、合意をもって延長することができる。

（組織）

第4条 北陸連携市民会議は、別記に掲げる会員をもって構成する。

2 会員の任期は前条による期間内とする。

3 北陸連携市民会議に研究会をおく。

（世話役）

第5条 世話役は、北陸連携市民会議を代表し、会務を統括する。

2 世話役の選任は、会員の互選で決める。

3 世話役は、研究に必要なだと判断されるときは、部外者を出席させることができる。

（研究会）

第6条 研究会の開催は、必要に応じ、世話役が召集する。

2 研究にかかわる事柄を議論するために開催する。

3 研究会の開催回数は、限定しない。

（事務局等）

第7条 北陸連携市民会議に事務局を置く。

2 住所を金沢市鈴見台4-2-22に置く。

3 研究会の開催場所は、原則「あいむ」（石川県生涯学習センター2号館2F）を使い、「あいむ」が使えない場合は、日程と場所はその都度研究会時に決める。

（会費等）

第8条 会員から年会費を徴収する。

2 必要に応じ、会費とは別に徴収することもできる。

3 会費、寄付金、助成金、受託金、独自製作物の販売収益を収入とする。

4 年会費の額は、別に定める。

（雑則）

第9条 本規約に規定のない事項については、その都度研究会で定める。

附 則 この規約は平成 19 年 9 月 17 日から施行する。

(別記)

北陸連携市民会議の会員(構成員)は以下とする。

・構成団体

公共交通とやま市民応援団

金沢・LRTと暮らしを考える会

特定非営利活動法人 ふくい路面電車とまちづくりの会(ROBA)

富山県交通政策研究グループ

・協力団体

路面電車と都市の未来を考える会・高岡(通称名:RACDA高岡)

・特別会員